

習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災からの被災住宅地の復興について検討するため、習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議（以下「復興検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 復興検討会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長へ報告するものとする。

- (1) 液状化の発生原因及び現状地盤に関すること。
- (2) 今後の地震発生時における被害予測に関すること。
- (3) 土木、建築等工学的観点からの公共施設、住宅地等の再建設手法及び震災対策案に関すること。
- (4) 各法制度を用いた復興手段に関すること。
- (5) その他被災住宅地の復旧及び復興に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 復興検討会議は、委員16人以内をもって組織し、学識経験者、有識者、市民及び行政の職にある者の中から市長が委嘱する。

2 復興検討会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への報告までとする。

(会長等)

第5条 会長は、会務を総理し、復興検討会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 復興検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 復興検討会議の庶務は、都市整備部都市調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、復興検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が復興検討会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、第2条に規定する市長への報告をした日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。